

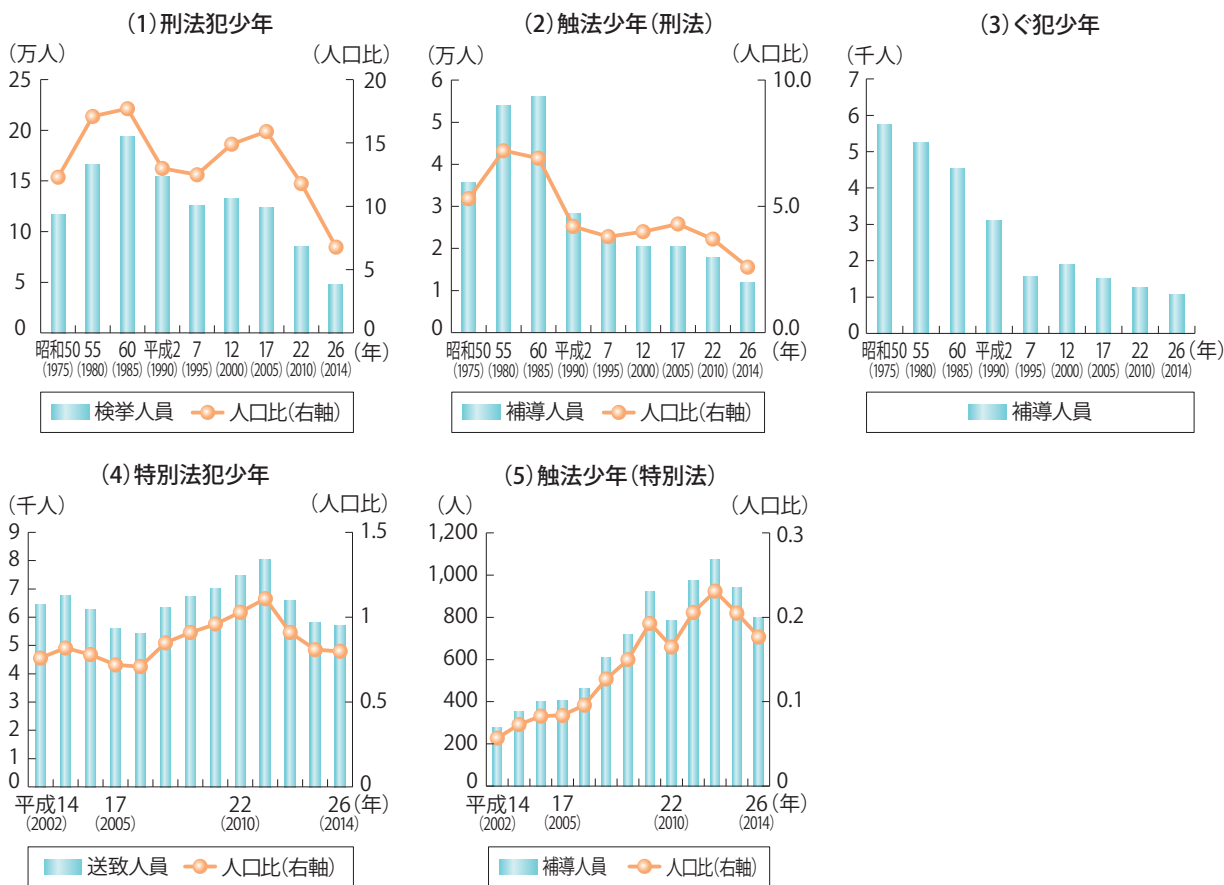
### 第3節 非行・問題行動

#### 1 犯罪少年，触法少年，ぐ犯少年

刑法犯少年と触法少年（刑法）の検挙人員・補導人員は減少傾向。

刑法犯少年<sup>24</sup>の検挙人員，触法少年<sup>25</sup>（刑法）の補導人員，ぐ犯少年<sup>26</sup>の補導人員は，いずれも減少傾向にある。平成26（2014）年には，刑法犯少年の検挙人員は48,361人（14～19歳人口1,000人当たり6.8人），触法少年（刑法）の補導人員は11,846人となっている。軽犯罪法違反といった特別法犯少年<sup>27</sup>の送致人員は平成23（2011）年を境に大きく減少し，触法少年（特別法）も減少に転じた。（第1-5-13図）

第1-5-13図 刑法犯少年等の検挙・補導人員



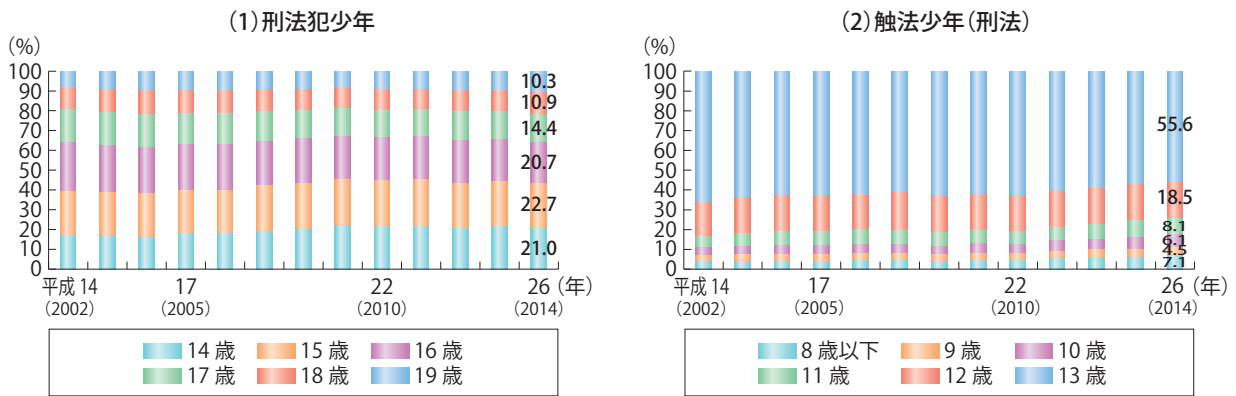
(出典) 警察庁「少年の補導及び保護の概況」[少年非行情勢]  
 (注) 人口比とは、当該年齢層の人口1,000人当たりの人員数（触法少年については10歳～13歳の人口で算出）。

年齢別にみると，刑法犯少年では15歳（22.7%）が最も多く，14歳（21.0%）が続いている。この10年で14，15歳の占める割合が上昇傾向にある。触法少年（刑法）では13歳（55.6%）が多くを占めているが，12歳以下の割合が上昇している。（第1-5-14図）

罪種別にみると，刑法犯少年でも触法少年（刑法）でも窃盗が最も多い。（第1-5-15図）

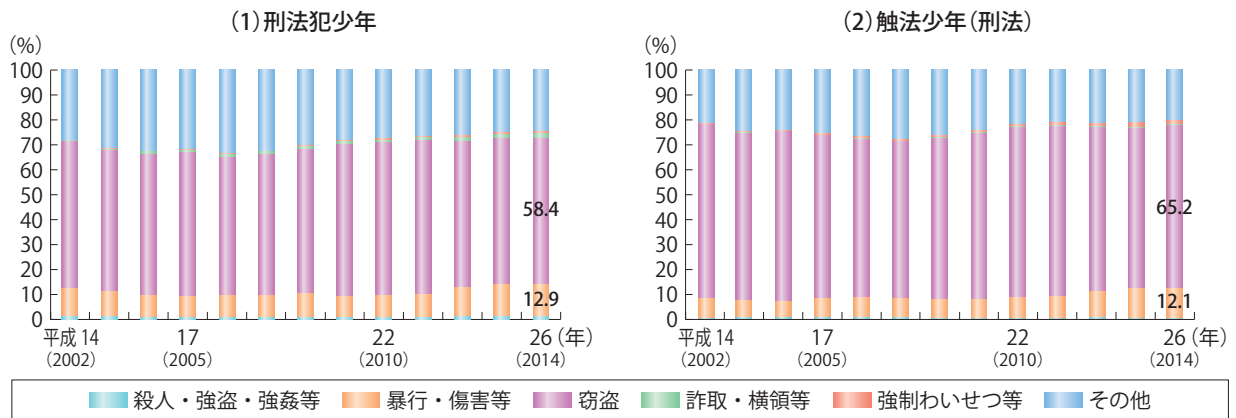
24 刑法犯少年とは，刑法犯の罪を犯した者で，犯行時及び処理時の年齢がともに14歳以上20歳未満の者。  
 25 触法少年とは，14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした者。  
 26 ぐ犯少年とは，保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど，一定の事由があって，その性格又は環境から判断して，将来，罪を犯し，又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある20歳未満の者。  
 27 特別法犯少年とは，刑法犯を除くすべての犯罪（条例に規定する罪を含む。）を犯した14歳以上20歳未満の者。

第1-5-14図 刑法犯少年等の検挙・補導人員（年齢別構成割合）



(出典) 警察庁「少年非行情勢」

第1-5-15図 刑法犯少年等の検挙・補導人員（罪種別構成割合）

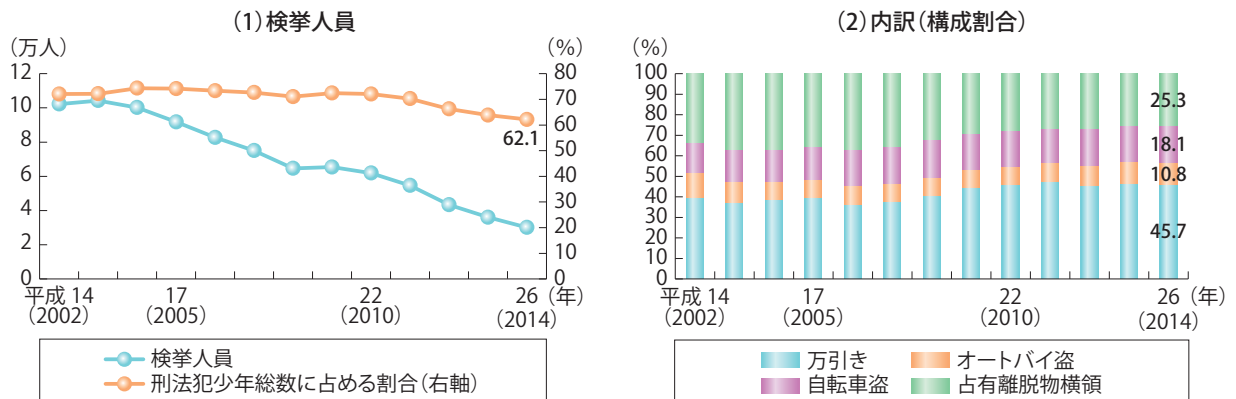


(出典) 警察庁「少年非行情勢」

(注) グラフのうち、殺人・強盗・強姦等とは凶悪犯を、暴行・傷害等とは粗暴犯を、詐取・横領等とは知能犯を、強制わいせつ等とは風俗犯を、それぞれ指す。

初発型非行（万引き、自転車盗、オートバイ盗、占有離脱物横領の4罪種をいう。）の検挙人員はこの10年で減少傾向にあり、平成26年には30,037人となっている。初発型非行の刑法犯少年総数に占める割合はこの数年で6割強まで低下している。初発型非行の内訳をみると、万引きの占める割合が上昇傾向にある。(第1-5-16図)

第1-5-16図 初発型非行

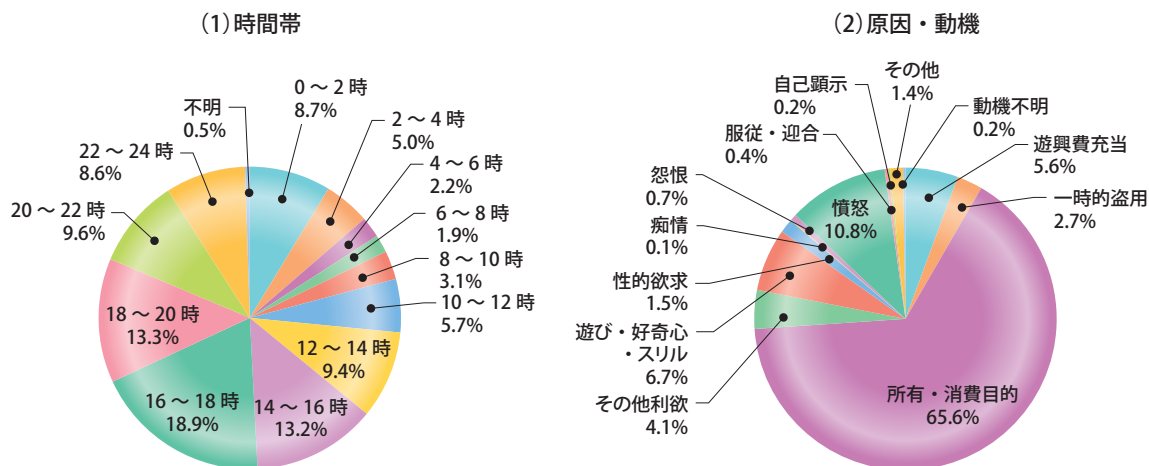


(出典) 警察庁「少年非行情勢」

刑法犯少年の非行時間帯をみると、16～18時（18.9%）が最も多く、次いで、18～20時（13.3%）、14～16時（13.2%）で、14～20時で全体の半分弱を占めている。（第1-5-17図（1））

原因・動機をみると、所有・消費目的（65.6%）が最も多く、遊び・好奇心・スリル（6.7%）、遊興費充当（5.6%）が続く。（第1-5-17図（2））

第1-5-17図 刑法犯少年の非行時間帯と原因・動機（平成25年）



(出典) 警察庁「少年の補導及び保護の概況」

## 2 問題行動

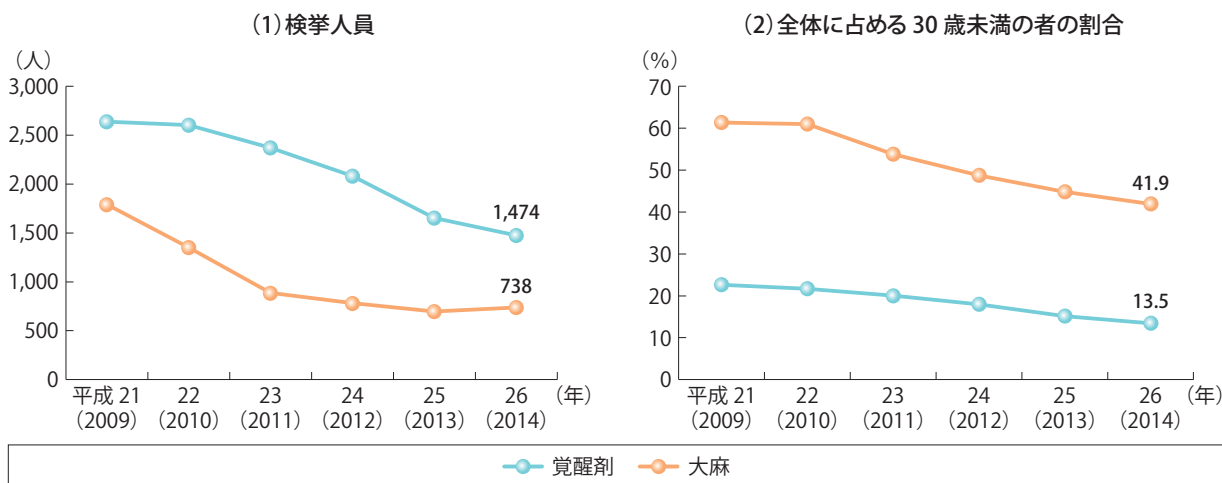
### (1) 薬物乱用

覚醒剤事犯、大麻事犯で検挙した30歳未満の者は、趨勢的にいずれも減少傾向。危険ドラッグ乱用者は20代の検挙人員が各年齢層で最も多い。

覚醒剤事犯や大麻事犯で検挙された30歳未満の者は趨勢的に減少傾向にあり、平成26（2014）年にはそれぞれ、1,474人、738人となっている。検挙人員全体に占める30歳未満の者の割合も低下傾向にあるが、大麻事犯では依然として30歳未満の者が全体の半数弱となっている。（第1-5-18図）

平成26年の危険ドラッグ乱用者の検挙人員は、全体で631人であり、そのうち20代が236人と各年齢層で最も多い結果となっている。20歳未満の者の検挙人員も26人となっている。（第1-5-19図）

第1-5-18図 薬物乱用で検挙された30歳未満の者



(出典) 警察庁「薬物・銃器情勢」